

2015年も、 H-1Bビザ申請が早期に 年度枠に達する見込み

H-1Bビザは4年制大学を卒業した外国人にとって最も一般的な就労ビザです。新規H-1Bビザ申請書は、毎年4月1日より、年間割当数の8万5000件(修士以上の申請者向けの2万人の枠を含め)に達するまで、受け付けられています。景気回復に伴い、ここ数年、申請受付数がわずかな日数で年度枠に達しているため、移民局は、4月1日からの5営業日まで申請受付数が枠上限を超えても受け付け、その申請の中から、無作為の抽選によって実際に審査する申請を選びます。2014年は、4月1日からその5営業日まで約17万2千500件の申請が受理され、記録的な数字となりました。その結果、新規H-1Bビザ申請のうち約51%が審査前にふるい落とされました。H-1Bビザの年間発給枠を増加する動きがありましたが、当面、H-1Bの枠が増加されることを含め、移民法の抜本改革が通る見通しはあまりないと見られています。

そのため、H-1Bビザ申請をご検討の方には今後も申請受付数が早い時期に年度枠に達してしまうことに対して十分に備えておくべきでしょう。

Q: 抽選に通る可能性を高めるには何か注意点がありますか？

A: まず、申請書が4月1日からその5営業日までに必ず移民局へ到着しているよう、提出しなければなりません。2015年の場合、4月1日が水曜日のため、5営業日は、4月7日の火曜日となります。その間で申請受付数が枠上限を超えても受け付けが続けられますが、

移民法 Q&A

ダリル・タケノ 弁護士

ハワイ出身の移民法弁護士。日本での留学・勤務経験を生かし、日本人のお客様にわかりやすく法律サービスを提供している。英語だけでなく、日本語での移民に関する相談も受け付けている。

ウェブ:

www.migrationcounsel.com

E-mail: dtakeno@migrationcounsel.com



それ以降の申請は受け付けられません。一方、例えば申請書が4月1日より一日でも早く到着してしまえば、開封さえされずに返却されます。また、申請書を受理する際、移民局は提出書類がすべて揃っているかどうかをまず確認します。もしその時、署名の書き忘れや申請料小切手に記載ミス等の間違いが発見されたら、申請書がそのまま返却されるので、できるだけ移民法の専門家に依頼しましょう。

Q: 抽選によって選ばれなかった場合、H-1Bビザ以外のアメリカに残る選択肢は？

A: もしH-1Bビザ申請が受け付けられなかった場合、OPT等の滞在期間の終了日を考慮しながら、以下の選択肢を早目に検討すべきでしょう。

- STEM[S=サイエンス][T=テクノロジー][E=エンジニアリング][M=マセマティクス]の科目を専攻した方であれば、OPT期間が通常の1年に加え、さらに17ヶ月延長できるので、OPT期間を延長し、また来年に申請すること。

- スポンサーとなる企業の事業主が自分と同じ日本国籍を有するのであれば、E-2投資駐在員ビザを申請すること。

- F-1ビザステータスを持つ学生であれば、大学院に進学すること。